平成２８年（フ）第１６６号
山形県寒河江市大字西根字上川原300番地の３
破産者　小松美代子
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
山形県東根市温泉町３丁目１番27号
破産者　武田　尚文
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０１号
山形市小荷駄町１番71号　シルバーコートなんぶ、前住所山形市小白川町３丁目８番29号　パンション白川　１Ｃ号
破産者　岩城　陸海
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３号
山形県最上郡戸沢村大字神田344番地１
破産者　青柳　義夫
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第６９号
群馬県太田市藪塚町1655番地５、前住所群馬県太田市東長岡町1157番地４
破産者　山川　幸子
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第８３４号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂３丁目20番５－101号　ドミール湘南
破産者　鈴木　康仁
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６２号
川崎市多摩区南生田７丁目21番３号　リーフ・ワン　102、前住所川崎市多摩区三田４丁目８番地２　１－502
破産者　宮脇　正博
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１７号
川崎市中原区中丸子355番地３
破産者　布谷　昭仁
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５８号
川崎市高津区諏訪３丁目９番３号　サンコーポ協和　202
破産者　栃澤誠一郎
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８０号
川崎市多摩区宿河原４丁目27番13号
破産者　森田　英明
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
長野市篠ノ井布施高田534番地１
破産者　北田　和義
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９６号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2845番地４
破産者　須野原　久
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０９号
名古屋市北区鳩岡２丁目７番15号　エクセレンス鳩岡507号、従前の住所愛知県東海市富木島町新長口１番地の87
破産者　橋本　唯史
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９４１号
大阪市福島区吉野２丁目８番４号　ＧＲＯＷＩＮＧ　106号
破産者　砥上　康介（旧姓坂谷）
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３２７号
大阪市福島区福島６丁目12番12号　ペルル梅田シティウエスト804、住民票上の住所大阪市中央区淡路町３丁目４番８－1701号
破産者　柿﨑　貴美（旧姓山﨑）
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４５１号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目５番18号　レオパレス東住吉　103号
破産者　大西　　勝
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４５２号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目５番18号　レオパレス東住吉　103号
破産者　大西　豊子
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２３１号
大阪市浪速区大国２丁目12番22号　ＥＣ難波サウスプレイスⅣパークグレイス701号室、住民票上の住所大阪府柏原市大県１丁目10番11号
破産者　吉長　　忍
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部